

資料

## 資料

## 1 人口推計（第1号及び第2号被保険者）

&lt;男性&gt;

単位:人

区分	第1号被保険者							第2号被保険者 (40~64歳)	計	
	計	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90歳以上			
第7期計画	平成30年度	3,714	907	1,068	864	571	230	74	3,701	7,415
	平成31年度	3,698	761	1,097	922	601	232	85	3,701	7,399
	平成32年度	3,695	706	1,099	905	647	253	85	3,672	7,367
平成37年度		3,432	542	662	975	709	409	135	3,632	7,064

&lt;女性&gt;

単位:人

区分	第1号被保険者							第2号被保険者 (40~64歳)	計	
	計	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90歳以上			
第7期計画	平成30年度	4,586	1,069	1,136	1,096	639	338	308	3,754	8,340
	平成31年度	4,602	947	1,186	1,145	642	378	304	3,700	8,302
	平成32年度	4,602	847	1,232	1,135	682	413	293	3,669	8,271
平成37年度		4,461	644	816	1,144	961	538	358	3,541	8,002

&lt;全体&gt;

単位:人

区分	第1号被保険者							第2号被保険者 (40~64歳)	計	
	計	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90歳以上			
第7期計画	平成30年度	8,300	1,976	2,204	1,960	1,210	568	382	7,455	15,755
	平成31年度	8,300	1,708	2,283	2,067	1,243	610	389	7,401	15,701
	平成32年度	8,297	1,553	2,331	2,040	1,329	666	378	7,341	15,638
平成37年度		7,893	1,186	1,478	2,119	1,670	947	493	7,173	15,066

## 2 要介護認定者数の推計

単位：人

区 分	第 7 期計画			平成 37 年度
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
要支援 1	78	83	90	106
要支援 2	103	107	114	139
要介護 1	300	315	335	406
要介護 2	228	240	251	316
要介護 3	195	207	223	264
要介護 4	170	178	187	229
要介護 5	116	119	125	153
要支援計	181	190	204	245
要介護計	1,009	1,059	1,121	1,368
合計	1,190	1,249	1,325	1,613

## 3 施設・居住系サービス利用者数の推計

単位：人

区 分		第 7 期計画			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
施設サービス利用者					
介護老人福祉施設	[合計]	106	116	121	121
	[現在分・今後整備分]	106	116	121	121
	[介護療養からの転換分]				
介護老人保健施設	[合計]	117	117	117	117
	[現在分・今後整備分]	117	117	117	117
	[介護療養からの転換分]				
介護療養型医療施設	[合計]	24	24	24	
	[現在分]	24	24	24	
	[他施設への転換分]				
介護医療院	[合計]	0	2	3	24
	[介護療養からの転換分]	0	2	3	24
	[その他]				
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	[合計]	0	0	0	0
	[現在分・今後整備分]	0	0	0	0
	[介護療養からの転換分]				
居住系サービス利用者					
認知症対応型共同生活介護	[合計]	38	38	38	38
	[現在分・今後整備分]	38	38	38	38
	[介護療養からの転換分]				
特定施設入居者生活介護	[合計]	35	40	45	45
	[現在分・今後整備分]	35	40	45	45
	[介護療養からの転換分]				
地域密着型特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	[合計]	0	0	0	0
	[現在分・今後整備分]	0	0	0	0
	[介護療養からの転換分]				
		320	337	348	345

#### 4 介護予防サービス利用量及び給付費の見込み

サービス	第7期計画			平成 37 年度
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
(1)介護予防サービス				
①介護予防訪問介護	給付費			
	人数			
②介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0
	回数	0	0	0
	人数	0	0	0
③介護予防訪問看護	給付費	6,976,000	7,971,000	10,516,000
	回数	1,832	2,094	2,788
	人数	252	288	384
④介護予防訪問リハビリテーション	給付費	228,000	456,000	684,000
	回数	80	161	241
	人数	12	24	36
⑤介護予防居宅療養管理指導	給付費	2,929,000	3,276,000	3,794,000
	人数	204	228	264
⑥介護予防通所介護	給付費			
	人数			
⑦介護予防通所リハビリテーション	給付費	12,162,000	13,337,000	15,677,000
	人数	360	396	468
⑧介護予防短期入所生活介護	給付費	751,000	751,000	751,000
	日数	124	124	124
	人数	24	24	24
⑨介護予防短期入所療養介護	給付費	0	0	0
	日数	0	0	0
	人数	0	0	0
⑩介護予防福祉用具貸与	給付費	5,069,000	5,409,000	5,889,000
	人数	792	840	912
⑪特定介護予防福祉用具購入	給付費	500,000	737,000	973,000
	人数	24	36	48
⑫介護予防住宅改修	給付費	5,228,000	5,228,000	5,228,000
	人数	48	48	48
⑬介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	5,900,000	7,083,000	8,264,000
	人数	60	72	84
(2)介護予防地域密着型サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0
	回数	0	0	0
	人数	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	1,610,000	1,610,000	1,610,000
	人数	24	24	24
③介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	0	0	0
	人数	0	0	0
(3)介護予防支援	給付費	5,116,000	5,713,000	6,308,000
	人数	1,140	1,272	1,404

## 5 介護サービス利用量及び給付費の見込み

サービス	第7期計画			平成 37 年度	
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度		
(1)居宅サービス					
①訪問介護	給付費	65,175,000	75,032,000	84,975,000	120,334,000
	回数	24,259	27,892	31,549	44,520
	人数	1,512	1,704	1,884	2,496
②訪問入浴介護	給付費	4,255,000	5,680,000	7,103,000	11,360,000
	回数	354	472	589	943
	人数	96	132	168	264
③訪問看護	給付費	54,006,000	62,592,000	73,408,000	105,672,000
	回数	10,354	12,067	14,131	20,196
	人数	1,080	1,272	1,488	2,076
④訪問リハビリテーション	給付費	4,349,000	5,781,000	8,248,000	11,187,000
	回数	1,456	1,931	2,750	3,730
	人数	180	240	336	456
⑤居宅療養管理指導	給付費	18,964,000	21,008,000	23,612,000	32,698,000
	人数	1,212	1,344	1,512	2,088
⑥通所介護	給付費	199,035,000	222,699,000	245,293,000	328,094,000
	回数	27,094	30,379	33,427	44,248
	人数	2,664	2,988	3,288	4,356
⑦通所リハビリテーション	給付費	162,789,000	186,944,000	222,315,000	292,541,000
	回数	18,392	21,122	25,108	32,780
	人数	2,028	2,328	2,772	3,624
⑧短期入所生活介護	給付費	81,285,000	96,629,000	106,606,000	161,953,000
	日数	9,630	11,411	12,566	18,802
	人数	828	972	1,068	1,560
⑨短期入所療養介護	給付費	39,160,000	48,301,000	53,544,000	83,067,000
	日数	3,701	4,548	5,033	7,762
	人数	408	504	552	840
⑩福祉用具貸与	給付費	50,746,000	54,209,000	59,730,000	83,253,000
	人数	3,828	4,140	4,584	6,168
⑪特定福祉用具購入	給付費	3,939,000	5,470,000	7,001,000	8,532,000
	人数	120	168	216	264
⑫住宅改修	給付費	7,990,000	10,440,000	12,891,000	15,342,000
	人数	96	120	144	180
⑬特定施設入居者生活介護	給付費	78,361,000	89,852,000	100,943,000	100,943,000
	人数	420	480	540	540
(2)地域密着型サービス					
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
②夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
③認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
④小規模多機能型居宅介護	給付費	104,477,000	108,167,000	119,426,000	119,426,000
	人数	516	540	588	588
⑤認知症対応型共同生活介護	給付費	114,523,000	114,575,000	114,575,000	114,575,000
	人数	456	456	456	456
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
⑧看護小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
⑨地域密着型通所介護	給付費	36,554,000	36,570,000	36,570,000	36,570,000
	回数	4,201	4,201	4,201	4,201
	人数	312	312	312	312
(3)居宅介護支援	給付費	88,079,000	94,367,000	101,343,000	135,095,000
	人数	6,348	6,816	7,308	9,672

## 6 施設サービス利用量及び給付費の見込み

サービス		第7期計画			平成 37 年度
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
①介護老人福祉施設	給付費(円)	319,126,000	349,291,000	364,477,000	364,477,000
	人数(人)	1,272	1,392	1,452	1,452
②介護老人保健施設	給付費(円)	377,519,000	378,463,000	379,229,000	380,929,000
	人数(人)	1,404	1,404	1,404	1,404
③介護療養型医療施設	給付費(円)	105,063,000	105,373,000	105,637,000	
	人数(人)	288	288	288	
④介護医療院	給付費(円)	0	8,931,000	13,396,000	105,594,000
	人数(人)	0	24	36	288

## 7 所得段階別加入者数の推計

単位：人

区 分	第7期計画			平成 37 年度
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
第 1 段階	1,152	1,152	1,152	1,096
第 2 段階	613	613	612	583
第 3 段階	597	597	597	568
第 4 段階	1,095	1,095	1,095	1,041
第 5 段階	1,203	1,203	1,203	1,144
第 6 段階	1,302	1,302	1,301	1,238
第 7 段階	1,342	1,342	1,342	1,277
第 8 段階	612	612	611	582
第 9 段階	180	180	180	171
第 10 段階	116	116	116	110
第 11 段階	88	88	88	83
合 計	8,300	8,300	8,297	7,893

## 8 熊野町保健福祉推進協議会設置要綱

平成5年7月1日

告示第62号

改正 平成10年7月7日告示第65号

平成16年3月29日告示第34号

平成18年3月22日告示第31号

平成20年5月12日告示第89号

平成20年8月20日告示第123号

平成28年3月31日告示第46号

(設置目的)

第1条 住民が安心して生活できる潤いに満ちた地域社会を築くため、保健福祉サービスのあり方並びに住民の自助的な努力及び互助的な活動のあり方等について審議し、もって「健康でしあわせに暮らせるまち」熊野町の実現に寄与することを目的として、熊野町保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を調査し、研究する。

- (1) 住民の福祉を増進するための社会的環境の基盤整備に関すること。
- (2) 保健福祉サービスの普及及び健康づくり等の啓発に関すること。
- (3) 保健福祉サービスに対する住民のニーズの把握及び各種サービスの整備に関すること。
- (4) 保健福祉サービスの供給体制に関すること。
- (5) 保健、福祉及び医療の連携に関すること。
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の代表者
- (2) 地域医師会等の代表者
- (3) 社会福祉協議会の役職員
- (4) 社会福祉施設の役職員
- (5) 民生委員協議会の代表者等
- (6) 住民組織の代表者等
- (7) 学識経験者



(8) 町福祉、保健及び医療担当部門の職員

(9) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門協議会等)

第6条 協議会に、専門事項を協議するため、各種専門協議会を設置する。

2 専門協議会は、別表に掲げるものとし、必要に応じて追加設置できるものとする。

3 専門協議会の委員は、25人以内をもって、保健医療福祉関係団体・機関等に属する者のうちから会長が選任する。

4 第4条第2項及び前条の規定は、専門協議会について準用する。

5 協議会は、その決議により、専門協議会の議決をもって協議会の決定とすることができる。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は年1回とし、臨時会は会長が必要と認める場合にこれを開催する。

3 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

4 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開催することができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

6 会議には、必要に応じ委員以外の参考人等を出席させることができる。

7 前4項の規定は、専門協議会について準用する。この場合において、規定中「会長」とあるのは「専門協議会の会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 協議会及び専門協議会の庶務は、別表に掲げる各課において処理する。

(委任規定)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年7月7日告示第65号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 29 日告示第 34 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 22 日告示第 31 号）

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 12 日告示第 89 号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 8 月 20 日告示第 123 号抄）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日告示第 46 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6条及び第8条関係）

協議会名	協議事項	庶務	
熊野町保健福祉推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健福祉全般にわたる施策の推進方策の検討に関する事。</li> <li>・専門協議会の運営及び専門協議会において協議する各計画の総合調整に関する事。</li> <li>・その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事。</li> </ul>	民生課	
専門協議会	熊野町高齢者保健福祉推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者支援施策の推進に関する事。</li> <li>・「熊野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の改正及び進捗管理に関する事。</li> <li>・その他専門協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事。</li> </ul>	高齢者支援課
	熊野町地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施策の推進に関する事。</li> <li>・障害者の自立に向けた支援方策の検討に関する事。</li> <li>・「熊野町障害者保健福祉計画・障害福祉計画」の改正及び進捗管理に関する事。</li> <li>・その他専門協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事。</li> </ul>	民生課
	熊野町次世代育成支援対策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援施策の推進に関する事。</li> <li>・「熊野町次世代育成支援行動計画」の改正及び進捗管理に関する事。</li> <li>・その他専門協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事。</li> </ul>	子育て・健康推進課
	健康くまの推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防対策の推進に関する事。</li> <li>・「笑顔はな咲く健康くまの 21」の改正及び進捗管理に関する事。</li> <li>・その他専門協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事。</li> </ul>	子育て・健康推進課

## 9 熊野町高齢者保健福祉推進協議会委員名簿

	委員名	所属団体等役職名	区分
1	時光 良造	熊野町議会の代表者	町議会
2	宗盛 修	熊野町医師会の代表者	医療関係者
3	岡田 信彦	熊野町歯科医師会の代表者	医療関係者
4	大岩 生子	熊野町薬剤師会の代表者	医療関係者
5	中島 美智子	熊野町民生委員・児童委員協議会の代表者	民生委員・児童委員協議会
6	藤友 正男	熊野町老人クラブ連合会の代表者	住民組織
7	村上 ちさみ	社会福祉法人成城会の役職員	社会福祉施設
8	大谷 晴美	介護老人保健施設 熊野ゆうあいホームの役職員	社会福祉施設
9	中島 数宜	熊野町自治会（1号被保険者）の代表者	住民組織
10	平尾 貴子	熊野町自治会（2号被保険者）の代表者	住民組織
11	石井 春文	社会福祉法人 熊野町社会福祉協議会の役職員	社会福祉協議会
12	光本 一也	熊野町民生部長	行政

熊 野 町  
高齡者保健福祉計画  
第7期介護保険事業計画

発行年月日 平成30(2018)年3月

発 行 熊野町

編 集 熊野町民生部高齢者支援課

〒731-4292

広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

TEL:082-820-5605 FAX:082-854-8009

E-mail: korei@town.kumano.lg.jp

